

平成 30 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

第 1 総 論

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきました。

平成 30 年度は国民健康保険法の改正により、京都府も国保の保険者として新たに会員となり、38 保険者となります。本会は、国民健康保険制度の維持、発展に向けて、保険者の共同体としてその責務の自覚と保険者の信託に応えられるよう日々精進し、現行事業の継承と保険者支援の取り組みの充実を目指します。

また、主要な業務システムである国保総合システムの更改を迎え、システムの信頼性の向上、大規模災害対策やセキュリティ対策の強化など、保険者が安心してシステムを利用できるように努めます。

システム関連経費は増加傾向にあり、保険者負担が著しく増加しないよう、より一層の経常経費の節減を図り、健全な財政運営に努めます。

第 2 情 勢 の 特 徴

1 医療保険制度をめぐる情勢

- (1) 平成 30 年度は、「経済・財政再生計画」における「集中改革期間」の最終年度であり、診療報酬・介護報酬等の同時改定及び医療費適正化計画等の実施、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化の施行等、重要な施策の節目の年であることから、改革の有機的な連携を図るよう施策を実施していくこととされています。
- (2) 平成 30 年度診療報酬改定では医師や薬剤師等の技術料にあたる「本体」部分は 0.55%引き上げ、医薬品など「薬価」部分は市場価格に合わせるなどして 1.74%引き下げとなり、全体では 1.19%の引き下げで 2 回連続のマイナス改定が決定されました。

- (3) 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、効能追加等に伴う市場拡大への対応、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し、費用対効果評価の本格導入等の薬価制度の抜本改革等に取り組み、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、「国民負担の経減」と「医療の質の向上」を実現することとされています。
- (4) 国保の普通調整交付金の在り方をめぐっては、財政制度等審議会・財政制度分科会の議論で、都道府県のガバナンス強化として地域医療構想の着実な推進と医療費適正化に向けたインセンティブを強化する必要があるとあり、標準的な医療費水準に基づいた国保普通調整交付金等の配分や法定外一般会計繰入の解消等が示されています。

2 健康増進施策をめぐる情勢

- (1) 厚生労働省が発表した「国民の健康確保のためのビックデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画（ビックデータ計画）」は、制度別に管理されている健診・医療・介護などのデータベースを連結させ、付加価値を生み出すデータヘルス改革の計画となっています。2020年度までにデータ連携の基礎となる保健医療データプラットフォームを構築し、官民間問わずデータの活用を可能とする内容となっており、そのうえでビックデータの管理・運用に関する支払基金・国保中央会等の役割を明記し、各種データ活用策の実現に向けた工程表を示したものとなっています。
- (2) 厚生労働省の重症化予防ワーキンググループは、高額な医療費がかかる人工透析の原疾患となる「糖尿病性腎症」の重症化予防に向け都道府県、市町村などの関係者が取り組むべき事項をまとめました。特に市町村に対しては、専門医らで対策を検討している「都道府県糖尿病対策推進会議」と連携する必要性を強調したものとなり、都道府県は、医師会や重症化予防の推進協議会など医療関係者との連携を仲介する調整役を示したものとなっています。
- (3) 平成29年9月に作成された「データヘルス計画策定の手引き（改訂版）」では、第2期データヘルス計画の策定に際し、第1期より得られた知見や課題を踏まえて、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開等、より質の高い計画を作成するとともに、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施計画を策定するものとなっています。

3 審査支払機関の在り方に関する情勢

- (1) 厚生労働省と支払基金が策定した「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」においては、①ICTの活用に関する考え方の抜本的見直し、②職員の業務体制等の全面的見直し、③ビッグデータの利活用の促進が挙げられています。その支払基金計画の中には、「支払基金の改革のみならず、国保中央会及び国保連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取り組みを進める。次期システム刷新時（2024年度）には双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能することを実現する。」と記されており、国保連合会においても、審査の一層の充実を図っていくため、ICTの活用等により審査業務の高度化・効率化に積極的に取り組むことが必要とされています。
- (2) 国保中央会と国保連合会が策定した「国保審査業務充実・高度化基本計画」では、効率化の推進に係る取り組みの強化（コンピュータチェックルールの公開等）、審査基準の差異解消に向けた取り組みの強化（統一的なコンピュータチェックルールの設定、審査基準の統一化等）、業務内容の効率化、人材育成の取り組みの強化等の実現に向けて協議を進め、結論が得られたものから実施計画を策定していくこととされています。

4 介護保険制度をめぐる情勢

- (1) 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、慢性期の医療と介護保険施設の役割を兼ね備えた介護医療院が創設され、更新認定期間の延長による保険者事務の軽減や、利用者の3割負担、福祉用具貸与の上限額設定など、持続可能な制度を目指すものとなっています。
- (2) 介護報酬改定は前回（平成27年度）2.27%の大幅なマイナスでしたが、人材確保や事業所の経営安定で「介護離職ゼロ」を進めるため、平成30年度は、0.54%の引上げが決定されました。
- (3) 高齢者と障害者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設など、引き続き、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と実現に向けて進められています。
- (4) 第7期介護保険事業計画が策定され、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者の機能強化、サービス基盤の整備が指針のポイントとなり、介護給付等に要する費用の適正化に関する部分では、第3期適正化計画の検証結果を踏まえ、より具体性・実効性のある見直

しを行い、一層推進する必要があるとされています。

5 障害者総合支援制度をめぐる情勢

- (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、障害者が自ら望む地域生活が営むことができるよう、また、障害児支援のニーズの多様化への対応として、新たなサービスを創設し環境整備が図られます。
- (2) 平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定は、収支差率が高い就労支援サービスを見直して、収支差率が低いサービスや新設のサービスへ配分し、全体で 0.47%の引き上げが決定されました。
- (3) 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律において、自治体が国保連合会に障害福祉サービス費等にかかる給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれました。

6 社会保障・税番号制度をめぐる情勢

未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月閣議決定）では、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 I D 制度の導入について、2018 年からの段階的運用、2020 年からの本格運用を目指すとしています。

第 3 事業の概要

1 会務運営に関すること

- (1) 連合会全般にわたる運営方針など審議するための総会の開催
- (2) 事業運営の方策、執行等について審議するため理事会等の開催
- (3) 決算状況、財産管理等の審議のため監事会の開催

2 医療保険制度等への対応

国民健康保険事業の安定的な運営のため、国保財政基盤の充実強化や制度の改善に積極的に取り組みます。

- (1) 新国保制度の円滑な実施に向けた京都府との連携並びに市町村への支援
- (2) 「京都府国民健康保険広域化等支援方針」における京都府との連携並びに市町村の取り組みへの支援
- (3) 円滑な国民健康保険事業を推進するため、国及び京都府に対する補助金の助成要望
- (4) 国保制度改善強化全国大会への参加及び助成
- (5) 「新国保 3%推進運動」の展開
- (6) 「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」の推進

3 ICT を活用した業務の効率化・適正化

高度情報化社会の進展や情報処理の高度化に対応するため ICT を活用した業務処理を維持・推進し、国保総合システムの新国保制度への対応と安定した稼働に努めます。

また、増大する情報量や機密性、重要なシステムの保全を考慮し、災害対策及びセキュリティ対策の強化を図り、適正かつ効率的な事務処理に努め、保険者にとって有益なシステムとなるよう推進します。

- (1) 国保総合システムの新国保制度対応と安定稼働
- (2) 高額介護合算処理の国保総合システム標準機能への移行
- (3) IT 機器の更改時期におけるデータセンター移設
- (4) 情報管理対策におけるセキュリティ対策システムの運用
- (5) 保険者ネットワークセキュリティ対策の充実
- (6) 電子帳票システム及び保険者コミュニケーションシステム（保険者メール）の円滑な運用
- (7) 介護保険者との本会ネットワークの高速回線化
- (8) システム関連業務の外部コンサルティングの実施

4 保健事業の推進

国保法に基づき、予防・健康管理、医療情報の電子化・利活用を推進し、国民の健康寿命の延伸につなげるよう、医療費や健康課題を把握する情報を提供し、保険者が実施する保健事業を支援します。

また、保健事業の支援にあたっては、保険者ニーズを把握し、保険者支援の充実に努めます。

- (1) 国保ヘルスアップ事業、データヘルス計画における個別保健事業等に対する支援
- (2) 国保データベース（KDB）システムより新たな帳票を公開し、データの利活用及び生活習慣病予防対策等への支援
- (3) 医療費分析資料・医療情報等の提供
- (4) 保健事業推進研修会の開催
- (5) 健康づくり教室、各種イベントの支援
- (6) 健康機器・視聴覚教材等の貸出及び健康づくり啓発媒体の作成・配布
- (7) 特定健診等データ管理システムによる円滑な業務運営の支援
- (8) 「特定健診・特定保健指導法定報告結果」（冊子）の作成
- (9) 特定健診・特定保健指導従事者研修会の実施
- (10) 「グラフで見る京都の国保」「疾病分類別統計」の作成
- (11) 「京都府内保険者医療費マップ」の作成
- (12) 健康総合対策事業委員会の開催
- (13) 京都府市町村保健師協議会の運営支援
- (14) 京都府在宅保健師の会の運営支援
- (15) 第35回「健康なまちづくり」シンポジウム（国保中央会主催）への参加及び助成

5 診療報酬等審査支払事務の充実・強化

入院等高点数レセプトの増加及び複雑化するレセプト審査については、統一基準に基づいた適正な審査を行うため、合同審査委員会等

を通じて統一を図り、重点審査を強化します。また、画一的・傾向的な請求の保険医療機関等に対して、必要に応じて文書注意及び面談等を行います。審査委員が医学的内容に係る審査に専念できる審査体制をつくるため、専門知識の習得研修や資格取得など、審査担当職員の資質向上に努めます。再審査の申し出に対しては適正かつ迅速に処理を行うとともに、再審査結果の分析を行い、一次審査に反映させるなど審査の充実を図ります。

診療報酬改定に伴い、コンピュータチェックの対応等を含めて関係団体と連携し、審査の充実・強化を図ります。

柔道整復療養費審査委員会については、疑義傾向のある施術所に対して文書注意及び面談等を行い、審査の充実を図ります。

(1) 診療報酬等審査委員会における審査の充実強化

- ア 審査委員会の開催
- イ 審査専門部会の開催
- ウ 再審査部会の開催
- エ 審査委員会医科連絡会・審査委員会歯科協議会の開催
- オ 合同審査委員会の開催
- カ 常務処理審査委員会、常務処理連絡会の開催
- キ 審査委員会予備日（土・日曜日）の開催
- ク 超高額レセプトの審査（国保中央会委託）
- ケ 柔道整復療養費審査委員会の開催

(2) 事務共助の充実強化

- ア 画面審査機能における審査支援及び算定ルールのチェック項目の精緻化
- イ 画面審査機能により、一次審査において縦覧・横覧・突合点検のチェック項目の精緻化
- ウ 高点数レセプトの事務共助については、専門班を編成し、専任審査員の指導による事務共助体制の強化
- エ 審査録の所見欄、文書注意及び面談の指摘事項等の把握
- オ 専任審査員等の研修や審査担当職員の審査委員会立会による専門的な知識の習得

(3) 保険者レセプト点検事務の支援

- ア 審査委員並びに職員を講師とする研修会の開催

- イ 専任審査員による保険者レセプト点検の指導・助言
- ウ 情報提供として、「レセプト点検ニュース」を適宜発行

(4) 研修（講習）会及び関係機関との連絡調整

- ア 全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会、全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議
- イ 国民健康保険近畿地方協議会国保審査委員会会長会議、近畿地区国民健康保険診療報酬審査委員連絡協議会
- ウ 支払基金・国保連合会歯科審査委員会合同協議会
- エ 社会保険指導者講習会（医科・歯科）
- オ 診療報酬適正化連絡協議会
- カ 審査担当職員研修
- キ 診療報酬請求事務能力認定資格の取得
- ク 審査事務共助知識力認定試験の受験

(5) 支払事務

- ア 診療（調剤）報酬金及び柔道整復療養費の審査支払事務
- イ 重度心身障害老人健康管理事業の給付に関する支払事務
- ウ 被用者保険併用の福祉事業（重度心身障害者（児）医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療）の審査支払事務
- エ 京都市各種健診事業の審査支払事務
- オ 指定公費負担医療費の審査支払事務
- カ 出産育児一時金等直接支払制度の支払事務
- キ 各種予防接種に関する審査支払事務

6 国保事業安定化の推進

(1) 保険者支援

国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、保険者の共同体として、京都府並びに保険者等との連携を密にし、保険者支援に取

り組みます。また、国保を取り巻く諸問題について研究・協議する各種研修会等を開催します。

ア 保健事業支援・評価委員会の開催

イ 国民健康保険事業運営研修会の開催

ウ 市町村国保運営協議会会長連絡会の開催

エ 国民健康保険事務担当者、初任者研修会の開催

オ 国保料（税）適正算定マニュアルの活用推進

カ 国保料（税）収納率向上アドバイザーの派遣及び研修会の開催

キ 国保料（税）収納率向上と特定健診の受診率向上を目的とした公共交通機関並びにマスメディアを活用した啓発宣伝及びポスター等の作成・配布

ク 府内各地区協議会等への参画と事業経費の助成

ケ 平成 30 年度全国市町村国保主管課長研究協議会（国保中央会主催）への参加及び助成

コ 高額療養費支払資金貸付事業

サ 診療報酬参考図書等及び保険者業務に必要な物資の斡旋

シ 国保診療施設協議会の運営支援

ス 京都府医療保険者協議会の運営支援

セ 診療報酬点数改正説明会の開催

（2）医療費適正化推進

国保レセプトデータ等を有効活用し、医療費適正化対策事業の推進を図ります。

また、第三者行為（交通事故）損害賠償における直接求償事務を受託（平成 30 年下半期）するにあたり体制整備を図ります。

ア 疾病分類統計・重複多受診者一覧表等の各種帳票提供

イ 退職被保険者等に係る適用適正化の帳票提供

ウ 特定保険者の医療費分析

エ 医療費通知の作成

オ 第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務（直接求償含む）の受託及び担当者研修会や保険者訪問の実施

カ 後発（ジェネリック）医薬品普及に向けた差額通知の作成並びに保険者負担額の削減効果を検証するための差額通知効果測定支援機能の実施

キ 保険者レセプト点検の実施

ク 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の実施

（3）保険者事務共同電算処理事業

保険者事務処理経費の節減及び事務負担の軽減に資するため、対象業務の改善や制度改正対応等、国民健康保険事務共同電算処理委員会で検討します。

また、ペーパーレス化及び迅速な医療情報の提供を行います。

ア 国保総合システムによるレセプトの資格及び給付チェック

イ 高額療養費算定業務に係る算定結果の提供

ウ 国民健康保険事業状況報告書（事業月報）の作成支援

エ 高額医療・高額介護合算に係る算定処理

オ 子育て支援医療費助成事業算定業務に係る帳票の作成

カ 国民健康保険事務共同電算処理委員会の開催

（4）国保情報集約事務共同電算処理事業

新国保制度の円滑な運用を図るため、国保情報集約システム等を活用し、市町村等の事務を支援します。

ア 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に向けた高額医療費・特別高額医療費の情報提供

イ 市町村国保の被保険者情報の管理、世帯継続及び高額該当情報の引継ぎ等に係る市町村事務の支援

7 後期高齢者医療制度関係業務

診療（調剤）報酬及び柔道整復療養費等の審査支払業務をはじめとした受託業務については、後期高齢者医療広域連合と協議を行い、国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システムを通じて円滑な運営に努めます。

（1）後期高齢者医療審査支払業務

- (2) 後期高齢者医療（柔道整復療養費分）の資格確認等の業務
- (3) 第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務（直接求償含む）の受託及び担当者研修会の開催
- (4) 後発（ジェネリック）医薬品普及促進に向けた差額通知用データの提供
- (5) 保険者レセプト点検業務

8 介護保険事業の推進

介護保険における審査支払業務及び共同処理業務の円滑な運営に努め、介護給付適正化支援業務の強化を図ります。

介護サービス苦情処理業務は、サービス利用者等の相談・苦情について関係機関と連携し、早期に改善、介護サービスの質の向上を図ります。

- (1) 介護給付費の審査支払業務及び保険者事務共同処理業務
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払業務
- (3) 介護サービスの苦情処理業務
- (4) 第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務（直接求償含む）の受託
- (5) 介護給付費等審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会の開催
- (6) 介護給付適正化支援業務
- (7) 介護給付適正化保険者研修会、介護保険新任担当者研修会の開催
- (8) 「介護保険業務概況」「介護サービス苦情相談事例集」の作成
- (9) 介護サービス苦情処理担当者研修会の開催
- (10) 介護事業者通報システムによる情報提供
- (11) 保険料（税）等の年金からの特別徴収における経由機関業務

9 障害者総合支援事業の推進

障害者（児）総合支援給付費の審査を開始し、審査支払事務の円滑な運営に努めます。

- (1) 障害者（児）総合支援給付費審査支払事務
- (2) 障害者（児）総合支援新任担当者研修会の開催
- (3) 「障害者総合支援業務概況」の作成

10 健全な財政運営の推進

- (1) 監査法人による外部監査の実施
- (2) 内部自主検査（年2回）
- (3) 財政の透明性を高めるための複式簿記による財務諸表の作成

11 調査研究・統計・広報・研修などの充実

- (1) 本会ホームページによる国保連合会情報の提供（機関誌「京都の国保」含む。）
- (2) 「国保連ガイド」「審査支払業務概況」の作成
- (3) 「国保情報」の提供及び「国保新聞」「国民健康保険の実態」の無償配布
- (4) 職員の資質の向上と事務・事業の効率化を図るため職員研修を推進
- (5) 国保中央会並びに国保近畿地方協議会との協議及び連携
- (6) プライバシーマーク認証取得に伴う個人情報保護マネジメントシステムの確立と継続的な改善の実施